

## 引き上げ分に係る地方消費税交付金の使途の状況

平成 26 年 4 月から消費税率が引き上げられ、引上げ分の地方消費税収入については、社会保障 4 経費（年金、医療、介護、少子化対策）その他社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

播磨町における令和 3 年度決算の使途の状況は、次のとおりです。

### 1. 引上げ分の地方消費税交付金

**413,719 千円**

### 2. 使途の状況

(1) 社会福祉 171,595 千円

（障害者福祉、児童福祉などに係る経費に充当）

(2) 社会保険 223,684 千円

（国民健康保険、介護保険事業などに係る経費に充当）

(3) 保健衛生 18,440 千円

（こども医療、障害者医療などに係る経費に充当）

**計 413,719 千円**